

工事書類スリム化ガイドライン（営繕編）

令和8年4月

高松市財政局契約監理課

技術検査室

はじめに

令和6年4月から建設業にも労働時間の規制が本格的に適用されており、地元建設業の健全な発展を図るためには、働き方改革の推進による長時間労働の是正や休日確保に向けた必要な取り組みが喫緊の課題となっています。このことから、工事受注者の書類作成業務の負担を軽減することを目的として、工事書類の削減、簡素化及び電子化を進めるためのガイドラインを策定するものです。

スリム化のポイント

担当者間の
共通認識

工事書類の
電子化

ムダな書類の
洗い出し

提出は紙か電子の
どちらか一方

目次

- 0 1 コリNZ
- 0 2 履行報告
- 0 3 産業廃棄物管理票（マニユフェスト）
- 0 4 廃棄物の運搬・処分状況写真
- 0 5 工事材料搬入報告書
- 0 6 工事日報
- 0 7 書類の電子化



0 1 コリNZ

登録内容確認書について

- ▶ 登録内容確認システムの利用により、コリNZ登録時に登録内容確認書が監督職員にメール送信される場合は、紙による登録内容確認書の提出は不要

変更登録について

- ▶ 変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に実施
- ▶ 市監督員の変更だけでの変更登録は不要（次回以降の登録で対応）
- ▶ 変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録は省略
- ▶ 竣工登録は、竣工検査後に実施

02 履行報告

履行報告書について

- ▶ 現場で実作業を行う月から、提出が必要
- ▶ 添付する説明用の工程表は、実施工程表をベースに作成

03 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票の提出について

- ▶ 原本を提示した場合は、管理票の提出は不要
- ▶ 産業廃棄物の実績集計表は作成し、提出が必要

04 廃棄物の運搬・処分状況写真

廃棄物の状況写真について

- ▶ 処分場へ向かう走行途中の写真の提出は不要
- ▶ 過積載を確認するための積込写真及び処分場への搬入時の写真の提出は必要

05 工事材料搬入報告書

工事搬入報告書の提出について

- ▶ 工事写真、搬入の旨を記載した工事打合せ簿、納品書のコピーのいずれかを提出される場合は、報告書の提出は不要

06 工事日報

工事日報の作成について

- ▶ 現場着手日から現場完了日までの期間の工事日報を作成
- ▶ 上記の期間のうち、書類作成や工事製作など、現場での実作業がない週は作成の必要なし

07 書類の電子化

竣工図書について

- ▶ 高松市電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】に基づき、竣工図書を電子データにより管理
- ▶ 電子データで提出した書類は、紙による提出は不要

